

平成30年度鳥取市職員採用試験

(平成31年度採用予定)

受 験 案 内

募集職種

**任期付職員
【一般事務】
【生活保護ケースワーカー】**

“すごい！”が、ギュッと詰まった都市、**鳥取市を愛してくれれる方**、意欲と笑顔あふれる**方を求めてい**ます！
専門知識を活かし、鳥取市職員として力を発揮してみたい方、
また鳥取市へのUJTターンを希望している方も大歓迎！

受付期間 平成30年9月14日（金）～平成30年10月5日（金）

試験日 ①一般事務

第1次試験：平成30年10月27日（土）

②生活保護ケースワーカー

第1次試験：平成30年10月20日（土）

試験会場 ①一般事務 : 鳥取市人権交流プラザ

②生活保護ケースワーカー : 鳥取市役所本庁舎会議室



鳥取市総務部職員課(本庁舎2階)

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地

電話(0857)20-3107（直通）

鳥取市公式ウェブサイト <http://www.city.tottori.lg.jp/>

1 試験区分、採用予定者数、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定者数	受験資格	職務内容
①一般事務	若干名	次のアからウまでの要件のすべてに該当する人 ア 普通自動車の運転免許証を取得している人又は平成31年3月31日までに取得見込みの人 イ パソコンを使用して文書・図表作成ができる人（必須：Microsoft Word, Excel） ウ 日本国籍を有していない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
②生活保護ケースワーカー	1人程度	次のアからウまでのいずれかの要件に該当し、且つ普通自動車の運転免許証を取得している人 ア 社会福祉士の資格を有する人 イ 精神保健福祉士の資格を有する人 ウ 社会福祉主任用資格を有し ^{【注】} 、且つ、公的機関、医療、福祉機関等で相談、支援業務の経験を有する人	市の機関に勤務し、専門的業務に従事します。

【注】社会福祉主任用資格は、次の①から③までのいずれかに該当することを要します。（最終合格者には社会福祉主任用資格を有することを証明する書類を提出していただきます。）

- ①社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目的うち、大学等において、3科目以上履修し卒業すること。
- ②社会福祉法に規定する、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了したこと。
- ③社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。

※ 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合があります。

※ 市の機関とは、市長事務部局、教育委員会等各種委員会、水道局及び市立病院を言います。

《受験できる人》

- 日本国籍を有する人
- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

《受験できない人》

- 地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人
 - ・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの又はその執行を受けることがなくなるまでの
 - ・鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 任用期間

職種	任期
①一般事務	平成31年4月1日（予定）から平成33年3月31日まで
②生活保護ケースワーカー	平成31年4月1日（予定）から平成34年3月31日まで

3 受付期間

平成30年9月14日（金）から平成30年10月5日（金）まで

《持参による申込みの受付時間》

8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けを行いません。）

《郵便又は信書便による申込みの受付》

平成30年10月5日（金）までの必着に限り受け付けます。

《インターネットによる申込みの受付時間》

平成30年9月14日（金）12時から平成30年9月27日（木）24時まで、いつでも受け付けています。

申込みできる期間が、持参や郵送と異なりますのでご注意ください。

4 試験日、試験会場

①一般事務

	試験日	試験会場
第一次試験	平成30年10月27日（土） 【受付時間】8:30～9:00 【教養試験】9:30～11:30 【事務適性検査】12:00～12:10	鳥取市幸町151 鳥取市人権交流プラザ
第二次試験	11月下旬 第一次試験合格通知書で指定する日	第一次試験合格通知書で指定する場所

※申込者数によっては時間割を変更することがあります。

②生活保護ケースワーカー

試験日	試験会場
平成30年10月20日（土） 【受付時間】8:30～9:00 【論文試験】9:30～11:00 【人物試験】時間帯等の詳細については、別途お送りする受験票をご確認ください。	鳥取市尚徳町116番地 鳥取市役所本庁舎会議室

5 受験申込手続

所定の受験申込書の試験区分に受験案内の試験区分①又は②までのうち希望する番号と職名を1つ記入し、次のいずれかの方法によりお申込みください。

（1）持参による申込みの場合

提出書類……所定の受験申込書 1部

記入要領をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

申込先……鳥取市総務部職員課人事係（鳥取市尚徳町116番地 鳥取市役所本庁舎2階）

（2）郵便又は信書便による申込みの場合

提出書類……所定の受験申込書 1部

記入要領をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

申込先……鳥取市総務部職員課人事係（〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地）

封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

（3）インターネットによる申込みの場合

鳥取市公式ウェブサイト（<http://www.city.tottori.lg.jp/>）上部の「仕事と産業」メニューをクリック→平成30年度鳥取市職員採用試験受験案内【任期付職員：一般事務、生活保護ケースワーカー】を開き、専用の入力フォーム「とっとり電子申請サービス」に必要事項を入力し、送信してください。送信後、「申込完了通知メール（自動送信メール）」が届きます。その中に記載されている「整理番号」と「パスワード」は申込内容照会や申請内容を変更する際に必要となりますので、必ず保管しておいてください。

い。「申込完了通知メール」が届いてから4日が経過しても受付完了をお知らせする「受理通知メール」又は内容の不備をお知らせする「返却通知メール」が届かない場合は、鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。申込期限の直前は、サーバが混み合うおそれがありますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

(注1) 受験申込みできるのは1人1試験区分のみです。同一試験区分に複数回申込み（送信）をしたり郵便等による申込みと併用しないでください。

(注2) ご使用の機器や環境によっては、申込みできない場合があります。

(4) 注意事項

- 受験申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。受験申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。
- 受験申込書に添付する顔写真（裏面に氏名を記入してください。）は、申込日前3か月以内に撮影した、カラー、無帽、背景なしのものを添付してください。なお、インターネット申込者については、試験当日に写真を提出していただきます。
- 受験申込書への資格証明書等の添付は不要です。
- 身体に障がいのある方で、車いすで来場される等、試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込み時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

6 試験内容

試験区分		試験種目	内容
①一般事務	第1次試験	教養試験 〔多肢選択式〕 (2時間)	公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）についての筆記試験 〔高校卒業程度〕
		事務適性検査 (10分)	事務職員として必要な正確性や迅速性についての検査
	第2次試験	論文試験 (90分)	公務員として必要な見識、思考力、文書の表現力などの能力についての筆記試験
		人物試験	自己アピール審査（自由テーマで3分間の自己PRについて審査）及び個別面接による人物についての口述試験
		職場適性検査【注】 (20分)	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
②生活保護 ケースワーカー	論文試験 (90分)	公務員として必要な見識、思考力、文書の表現力などの能力についての筆記試験	
	人物試験	自己アピール審査（自由テーマで3分間の自己PRについて審査）及び個別面接による人物についての口述試験	
	職場適性検査【注】 (20分)	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性についての検査	

【注】受付期間終了後、10月中旬までに全ての受験者へ受験票をお送りします。受験票がお手元に届きましたら内容をご確認ください。

職場適性検査については、①一般事務は第1次試験合格通知、②生活保護ケースワーカーは受験票到着後に各自インターネット接続環境を使って受けさせていただきます。合格通知又は受験票に記載するパスワードを用いて指定する検査サイトにログインし、職場適性検査（20分）に臨んでください。なお、それぞれ記載する指定日までに、この検査を受けていない場合、受験放棄とみなし、その他の試験を受けることはできませんのでご注意ください。なお、インターネット接続環境のない方は、鳥取市役所職員課に直接お越しいただいて検査を受けることができます。職員課にて検査を受ける場合の受付時間は、8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）です。

7 合格者の決定方法

①一般事務第1次試験については、教養試験と事務適性検査の合計点の高い順、②一般事務第2次試験および生活保護ケースワーカーは、論文試験と人物試験の合計得点の高い順に職場適性検査の結果を勘案して合格者を決定します。

なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、不合格となります。

※ 試験の結果によっては、合格者がいる場合もあります。

8 合格者の発表

試験区分	発表時期		発表の方法
①一般事務	第1次試験	平成30年11月9日(金) (予定)	合格者の受験番号を市役所本庁舎1階掲示板に掲示し、併せて鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、受験者全員に結果を通知します。 <u>※①一般事務の第1次試験に限り、合格者に対してのみ結果を通知します。</u>
	第2次試験	12月中旬	
②生活保護 ケースワーカー	平成30年10月29日(月) (予定)		

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等写真付きの身分証明証又は個人番号カードのいずれかを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験種目ごとの得点、 合計得点、順位	それぞれ試験の合格発表の日 から1か月間	総務部職員課 (鳥取市役所本庁舎2階)

10 合格者の採用及び給与

(1) 採用

平成31年4月1日の予定（受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載等がなされたことが判明した場合は、合格を取消します。また、必要な資格や免許が取得できていない場合は、合格していても採用候補者名簿の登録資格を失います。）

(2) 給与

平成30年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。（給料表の改訂等により変更となる場合があります。）なお、職歴等のある人は、その経歴に応じて加算される場合があります。

新規卒業者初任給（月額）	参考
大学卒業 179,200円	大学卒業後、民間企業等で8年の実務経験を有する30歳の者 概ね月額237,300円
短大卒業 159,800円	大学卒業後、民間企業等で13年の実務経験を有する35歳の者 概ね月額262,900円
高校卒業 147,100円	

このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年2回支給）、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

(3) 勤務条件

任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、正規の職員（任期の定めのない職員）と同様の扱いとなります。

採用後の6か月間は、条件付採用（試用期間）となりますので、この期間の勤務成績が不良の場合は、本採用されないことがあります。

現在、企業等に在職中の人が採用された場合は、その企業等を退職していただくことになります。また、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

11 その他

(1) 日本国籍を有しない職員の任用について

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則に基づき、外国籍の職員は「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる職以外の職に任用されます。

「公権力の行使」に該当する業務及び「公の意思形成への参画」に携わる職の主なものは次のとおりです。

公権力の行使に該当する業務

○税の賦課・徴収・滞納処分に関する事務、生活保護に関する事務、建築確認に関する事務など

公の意思形成への参画に携わる職

○行政施策の企画、立案、決定に参画する職で、部長・局長・次長・課長など

(2) 試験に関する注意事項

- 試験当日は、必ず受験票に記載している受付時間内に会場入りし、受付を済ませてください。原則として、遅刻者は受験できません。
- 試験会場には駐車場がありますが、なるべく自家用車等での来場はご遠慮ください。
(駐車場内のトラブルに関しては、一切責任を持ちません。)
- 受験の際は、受験票、筆記用具（HB鉛筆、消しゴム）、時計を必ず持参してください。
- 時計は、時計機能だけのものに限ります。
- 試験会場（敷地内含む。）での喫煙は、禁止します。
- 試験中は、携帯電話、スマートフォンなど携帯端末の使用は禁止します。
- 鳥取市が実施している他の試験との併願を可とします。

12 個人情報の取扱い

平成30年度鳥取市職員採用試験の実施に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

【試験会場案内図】

①一般事務



②生活保護ケースワーカー

